

荏田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

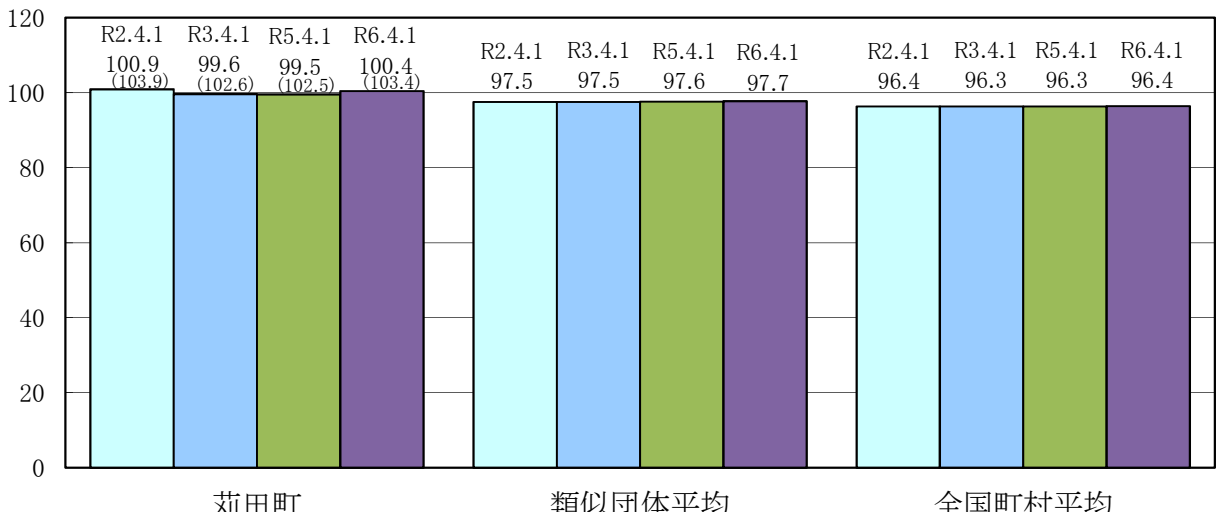
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 37,824	千円 17,330,969	千円 1,276,914	千円 2,913,878	% 16.8	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与 与費 B				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	千円	千円
令和5年度	人 280	千円 1,075,526	千円 212,371	千円 450,391	千円 1,738,288	千円 6,208	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人事交流実施中であり、人事交流解消によりラスパイレス指数は100を下回る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施 未実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準0%に対し、荏田町は3.0%を支給。												
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4/1時点	遷及改定後									
国基準による支給割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荏田町の支給割合	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

③その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荏田町	41.6 歳	327,028 円	383,289 円	361,431 円
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
類似団体	40.8 歳	307,711 円	366,746 円	336,067 円

②消防職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
荏田町	42.4 歳	333,402 円	399,609 円	369,239 円
福岡県	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.4 歳	303,823 円	377,287 円	340,928 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	荏 田 町	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	166,600 円
消 防 職	大 学 卒	— 円	— 円
	高 校 卒	181,800 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

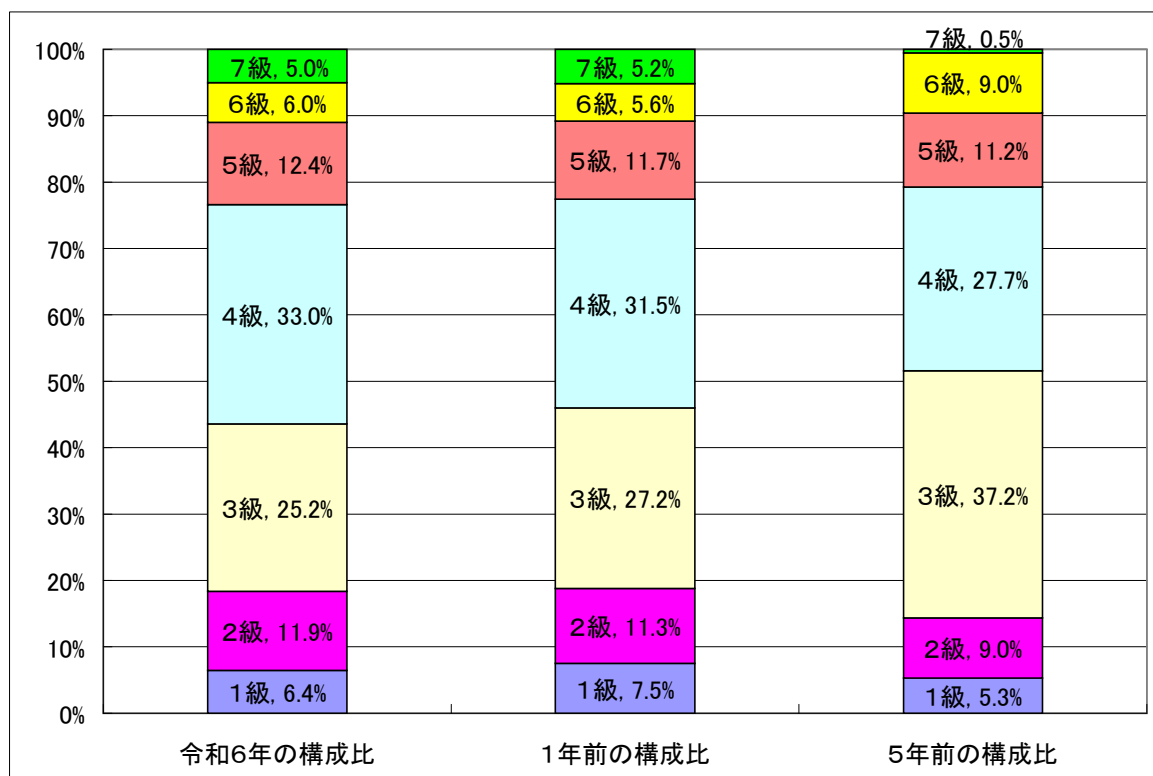
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,400 円	358,700 円	379,280 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	247,600 円	320,800 円	365,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

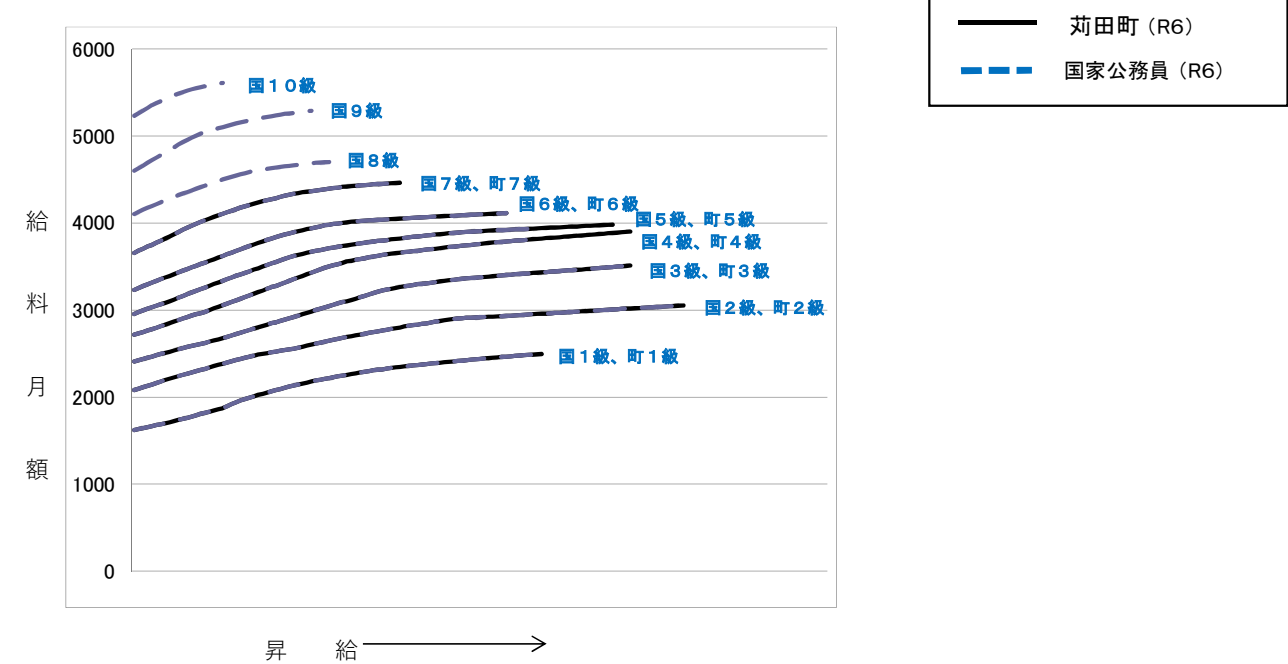
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	合 計		内 訳		職制上の段階			1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
		職員数	構成比	職名	職員数	職員数	構成比	段階		
1 級	主事補、技師補、主事、技師の職務	14人	6.4%	主事補	1人	95人	43.6%	係員級	162,100 円	249,400 円
				主事	13人					
				技師						
				計	14人					
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	26人	11.9%	主事	20人	95人	43.6%	係員級	208,000 円	305,200 円
				技師	6人					
				計	26人					
				主任主事	45人					
3 級	主任主事、主任技師の職務	55人	25.2%	主任技師	10人	95人	43.6%	係員級	240,900 円	351,000 円
				計	55人					
4 級	主査、係長の職務	72人	33.0%	主査	35人	72人	33.0%	係長級	271,600 円	390,000 円
				係長	37人					
				計	72人					
				副課長	17人					
5 級	次長、所長、副課長の職務	27人	12.4%	次長	10人	27人	12.4%	課長補佐級	295,400 円	398,000 円
				計	27人					
6 級	課長、主幹、参事の職務	13人	6.0%	局長	1人	24人	11.0%	課長級	323,100 円	411,300 円
				主幹	6人					
				課長	6人					
				計	13人					
7 級	困難な業務を行う課長、主幹の職務	11人	5.0%	局長	2人	24人	11.0%	課長級	365,500 円	446,200 円
				課長	9人					
				計	11人					
				計	11人					
合 計		218人								

- (注) 1 市田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）
（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苅田町	福岡県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,555 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,637 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		○
活用予定時期		未定

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

苅田町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円 18,999 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（5年度決算）			35,220 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）			121,448 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数		国の制度（支給割合）
苅田町	3.0 %	290 人		0 %
福岡市	5.40 %	0 人		10 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 （ラスパイレース指数）				100.5 (103.4)

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		2,710 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）		42,330 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		20.9 %	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税事務に従事する職員の 特殊勤務手当	徴税の徴収事務に従事する者		月額 4, 0 0 0 円
感染症防疫作業に従事する 職員の特殊勤務手当		一類感染症及び二類感染症の 防疫作業に従事したとき	1 日 2, 0 0 0 円
保健指導業務に従事する職員 の特殊勤務手当	保健指導の業務に従事する者		月額 1, 5 0 0 円
行旅死亡人取扱いに従事する 職員の特殊勤務手当		行旅死亡人取扱いに従事し たとき	1 件 6, 0 0 0 円
清掃事務所に勤務する職員の 特殊勤務手当	し尿処理作業に従事する者		月額 7, 0 0 0 円
消防職員の特殊業務に従事 した者の特殊勤務手当	機関員		月額 1, 0 0 0 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	61,929 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	255 千円
支給実績（５年度決算）	68,954 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	279 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円	同じ		35,928 千円	246,082 円
住居手当	借家 最高限度 27,000円	異なる	左記のとおり （国は最高限度28,000円）	17,417 千円	263,894 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度55,000円 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上 7,100円～31,600円	同じ		16,321 千円	68,004 円
管理職手当	課長等13% 次長及び副課長9%	異なる	左記のとおり	30,803 千円	522,085 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し135%～160%の割増賃金	同じ		14,118 千円	166,094 円
夜間勤務手当	深夜勤務の割増25%	同じ		2,867 千円	81,914 円
管理職員特別勤務手当	週休日等 課長等6,000円 次長、副課長4,000円 週休日等以外の日の午前0時～午前5時 課長等3,000円 次長、副課長2,000円	異なる	左記のとおり （国は12,000円～3,000円）	410 千円	15,185 円
宿日直手当	勤務１回につき 4,400円～6,600円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給 料					(参考) 類似団体における最高／最低額	
	町 長		829,000	円	939,000	円／ 430,000 円
	副 町 長		663,000	円	738,000	円／ 570,900 円
報 酬	議 長		415,000	円	445,000	円／ 271,000 円
	副 議 長		375,000	円	375,000	円／ 217,000 円
	議 員		344,000	円	344,000	円／ 202,000 円
期 末 手 当	町 長		(5年度支給割合)			
	副 町 長		2.95	月分		
	議 長		(5年度支給割合)			
	副 議 長		2.95	月分		
退 職 手 当			(算定方式)		(1期の手当額)	
	町 長		829,000 × 在職月数 × 0.425		16,911,600円	
	副 町 長		663,000 × 在職月数 × 0.25		7,956,000円	
	備 考					

- (注) １ 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
２ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

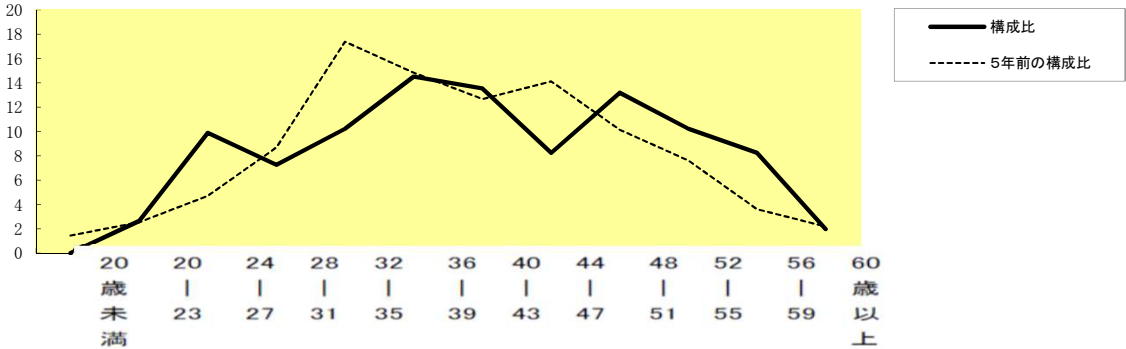
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	70	72	2	戸籍等窓口対応充実による増
		税 務	19	18	▲ 1	債権回収促進業務量減少による減
		民 生	21	22	1	高齢者健康増進関係業務充実による増
		衛 生	30	28	▲ 2	新型コロナウイルス関係業務量減少による減
		農林水産	11	10	▲ 1	廃棄物対策業務（衛生部門）充実による減
		商 工	6	4	▲ 2	公営住宅長寿命化計画業務量減少による減
		土 木	37	37	0	
	計		198	195	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.03 人)
	教育部門		34	35	1	職種の変更による増
消防部門		48	49	1	定年延長による一時的な増	
小 計		280	279	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.42 人)	
公営企業等 会計部門	水 道		13	12	▲ 1	土木一般業務充実による減
	下 水 道		12	11	▲ 1	し尿処理設備導入業務量減少による減
	そ の 他		13	13	0	
	小 計		38	36	▲ 2	
合 計			318	315	▲ 3	<参考>
			[349]	[349]	[0]	人口1万人当たり職員数 83.28 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	30人	22人	31人	44人	41人	25人	40人	31人	25人	6人	303人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%) (各年4月1日現在)

部 門		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数計
一般行政	職員数	174	177	186	191	198	195	—
	増 減	1	3	9	5	7	▲ 3	21 (12%)
教 育	職員数	30	34	30	34	34	35	—
	増 減	2	4	▲ 4	4	0	1	5 (17%)
消 防	職員数	49	48	49	49	48	49	—
	増 減	1	▲ 1	1	0	▲ 1	1	0 (0%)
公 営 企 業 等 会 計	職員数	34	37	37	37	38	36	—
	増 減	▲ 1	3	0	0	1	▲ 2	2 (6%)
計	職員数	287	296	302	311	318	315	—
	増 減	3	9	6	9	7	▲ 3	28 (10%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
5年度	千円 862,629	千円 83,189	千円 97,527	% 11.3	% 11.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 12	千円 46,363	千円 14,290	千円 15,122	千円 75,775	千円 6,315	千円 6,119

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
苅田町水道事業	44.4 歳	359,260 円	535,015 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

苅田町上下水道課				苅 田 町（ 一 般 行 政 職 ）			
1人当たり平均支給額(5年度)				1人当たり平均支給額（5年度）			
1,820 千円				1,555 千円			
(4年度支給割合)				(4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

苅田町上下水道課				苅 田 町（ 一 般 行 政 職 ）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 - 千円 18,999 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1,550 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		129,149 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
苅田町	3.0 %	12 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	0種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	1,074 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	120 千円
支給実績（5年度決算）	1,425 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	119 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円	同じ		2,565 千円	213,750 円
住居手当	借家 最高限度 27,000円	同じ		567 千円	283,500 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度55,000円 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上 7,100円～31,600円	同じ		857 千円	95,120 円
管理職手当	課長13% 次長及び副課長9%	同じ		1,476 千円	491,925 円
休日勤務手当	休日の勤務に対し135%～160%の割増賃金	同じ		76 千円	25,106 円
夜間勤務手当	深夜勤務の割増25%	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	週休日等 課長等6,000円 次長、副課長4,000円 週休日等以外の日の午前0時～午前5時 課長等3,000円 次長、副課長2,000円	同じ		13 千円	6,500 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円～6,600円	同じ		0 千円	0 円